

MINISTRY OF SCIENCE  
AND TECHNOLOGY  
STATE OF ISRAEL

JAPAN SCIENCE AND  
TECHNOLOGY AGENCY (JST)  
JAPAN

## JAPAN-ISRAEL COOPERATIVE SCIENTIFIC RESEARCH

### Call for Project Proposals

in the area of 'Age dependent Neurological and Psychiatric Disorders'  
as the first call for proposals in the second phase of Japan-Israel collaboration

#### A. AREAS OF COOPERATION

Within the framework of the Japanese-Israeli MOU on scientific cooperation, Japan Science and Technology Agency, Japan (referred to as "JST") and the Ministry of Science and Technology of State of Israel (referred to as "MOST") are providing financial support for joint research activities carried out by Japanese and Israeli researchers. Japanese-Israeli research teams are hereby invited to submit joint research proposals on **Age dependent Neurological and Psychiatric Disorders**. JST and MOST put their emphasis on the molecular, cellular or network aspects of age-dependent neurological and/or psychiatric disorders.

#### B. MODE OF COOPERATION

Cooperation may take the form of:

- joint research activities where interdependent subprojects of a single project are conducted in the Japanese and the Israeli laboratories;
- complementary methodological approaches to a common problem;
- joint use of research facilities, materials, equipment and/or services by cooperating scientists;
- joint planning of research and evaluation of results.

#### C. LEVEL OF FUNDING AND PROJECT DURATION

The total maximum project funding is **67,500,000 JPY** for the Japanese side and **2,700,000 NIS** for the Israeli side, for the three year period. The allocation for

each specific research proposal that is approved will be up to 22,500,000 JPY on the Japanese side and up to **900,000 NIS** on the Israeli side for the three year period.

It is the intention of the program's sponsors to support **about 3** joint projects. However, the final number of projects to be sponsored will be determined based on such factors as scientific merits of the proposals and budgetary situations of the Parties to this Call. Research projects should be planned on a **three year basis**. Contracts will be signed accordingly.

**Funding for the approved projects depends on the availability of funds in the relevant line of the State Budget of both countries, and, while the Israeli State Budget for 2013 is expected to be approved by the end of July, 2013, no final funding decision will be made prior to such approval.**

#### **D. ELIGIBILITY**

1. Projects must be conducted by collaborating Japanese and Israeli scientific research teams.
2. Each research team must be led by a Principal Investigator from each country.
3. The Principal Investigator on each side must be affiliated with an Academic Institution, meaning – in Israel – an accredited institution of higher learning in Israel, according to the Council for Higher Education Law, 1958, or a public research institute with experience in the relevant fields.

For the purposes of this Call a "public research institute" means a research institute whose main activity is the advancement of cutting-edge scientific knowledge, which possesses appropriate infrastructure and equipment and which employs researchers who, inter alia, publish articles related to their research in leading scientific journals and who present their research at international symposia.

Industrial partners are encouraged to participate in research teams headed by Principal Investigators from an Academic Institution. In Japan, researchers from industry may act as Principal Investigators.

4. Each Principal Investigator and affiliated Institution is responsible to JST or MOST, respectively, for the execution of the project.
5. Proposals for which funding is approved, which include experiments with animals, must submit the approval of the relevant Committee for Experimentations on Animals before the project can commence.
6. Proposals for which funding is approved, which involve human beings, must submit the approval of the relevant Helsinki Committee before the project can commence.

#### **D1. ADDITIONAL PROVISIONS**

It is strongly recommended that the Japanese and Israeli research teams and their institutions enter into agreements regarding intellectual property rights prior to the start of collaborative activities.

## **D2. SUBMISSION OF RESEARCH PROPOSALS**

For Japanese research teams:

Japanese Principal Investigators should electronically submit proposals in English and, partially Japanese, using the attached Application Forms via “e-Rad” system to Japan Science and Technology Agency by 15:00 (Japanese Standard Time) on 2 September 2013.

See (Annex) for Additional Requirements for Japanese researchers (only in Japanese)

For Israeli research teams:

Israeli Principal Investigators should submit proposals electronically in English using the attached Application Forms to the following Email: Japan@most.gov.il (in "pdf" or "doc" format) and in 6 hard copies by post to the following postal address of MOST:

Avi ANATI

Deputy Director General for Planning & Control  
Ministry of Science and Technology

Call for Proposals for Israel – Japan 2013-2016

P.O. Box 49100

Jerusalem 91490

Tel: 02-5411170/173/805

Fax: 02-5823030

E-mail: avi@most.gov.il

A valid project application consists of all the required application materials from BOTH sides. Therefore, in order for an application to be considered valid BOTH the Japanese and Israeli research teams in a joint project must submit all the electronic (for both teams) and hard(only for Israeli team) copy applications, including all relevant materials and attachments, which are required from each one of them under this Call by JST or MOST respectively to JST or MOST respectively by **2 September at 15:00** (Japan and Israel local time, respectively).

## **E. FUNDED EXPENSES**

Funding provided by this Call is intended to enhance the capacity of the applicants to collaborate. Funding will therefore be provided mainly in support of the collaboration vectors and of the local research that is necessary for the collaboration.

For Japanese researchers, funding can be provided by JST for:

- (1) Stipend for a PhD student, stipend or salary for a post-doctoral fellow, salary for a researcher, technician and a laboratory worker (on temporary position for up to 3 years);
- (2) Consumables;
- (3) Small equipment
- (4) Travel and visiting costs;
- (5) Joint seminars and workshops; and
- (6) Overhead expenses amounting to 10% or less of the total amount of research exchange and research activity expenses. Overhead expenses will be provided within the total budget.

The budget of a project may differ in each year, depending on the content of activities, but the total budget for a researcher in Japan over three years including (1) through to (6) should not exceed 22.5 million yen.

For Israeli research teams, funding can be provided by MOST for:

- (1) Stipend or salary for PhD students, post-doctoral fellows, technicians and/or laboratory workers retained specifically for the purpose of the project for a temporary period of up to 2 years;
- (2) Consumables;
- (3) Incidental equipment;
- (4) Travel and visiting costs;
- (5) Joint seminars and workshops; and
- (6) Overhead expenses up to 15% of the total amount of the research project inclusive of the funds provided on the basis of this Call.

Each budget item or expenditure for which reimbursement is requested must conform to the respective national rules of each applicant. .

## **F. MUTUAL VISITS**

Participating researchers are encouraged to spend an extended period of time visiting their counterparts' institutions. So long as such visits are an integral part of the research collaboration, international travel and living expenses for researchers visiting abroad may be included in each research team's project budget. Funding provided under this Call may only be used for visits that take place in Japan or Israel.

## **G. PROPOSAL REVIEW**

After the evaluation of proposals is conducted by each of the program sponsors separately, JST and MOST will jointly decide which projects will be funded and in what amounts based on the results of their independent evaluation and ranking.

The necessary procedures will be carried out and contracts will be signed by JST in Japan and by MOST in Israel.

In the evaluation process, the following points will be examined:

1. Conformity with the designated research area of this Call;
2. Capability of Principal Investigators (one for each country per research project): The Principal Investigator should have the experience, appropriate expertise and ability to manage the collaboration and carry out the project goals within the three-year project period
3. Significance of the problem being addressed, and the potential impact of the proposed approach on solving it. (Proposals should address these issues explicitly and provide as much evidence as possible.);
4. Scientific merit, with emphasis upon the originality and novelty of the proposed research;
5. Clarity and quality of the research proposal itself – presentation of the topic, definition of research objectives, presentation of research methodology and detailed program of work;
6. Feasibility of the research plan and exchange plan;
7. Practical applicability of expected research findings;
8. On-going research activity: The proposed collaboration should build on, reinforce and add significant value to on-going research activities in each research group.
9. Effectiveness and synergy of the proposed joint research activities. Such activities are expected to have a significant impact on the scientific and technology development during the course of the Project or contribute to solving common issues. The scientists are expected to develop innovative technological seeds to trigger new industrial needs in the future. Activities that stem from synergy effects through the collaboration are highly valued. These examples include (but are not limited to) activities in which knowledge, know-how and skills of the other partner can be utilized for applications, and activities which can make best of resources and geographical features unique or proper to the respective counterpart.
10. Effectiveness and continuity of exchange – the proposal needs to contain activities to enhance sustainable research exchange. Relevant examples include:
  - Fostering young researchers through exchanges.
  - Sustainable development of the initiated knowledge exchange
  - Expanding the international research networks among the researchers in general
  - Improving the presence of Japanese or Israeli science and technology respectively in the counterpart country.
11. Justification of project budget.

## **H. CONTRACTS, PAYMENTS AND REPORTS**

1. The expected starting date for approved projects is **December 2013**. The expected completion date is three years after the starting date of the approved projects.

### **2. Contracts**

Upon approval of a particular project, separate contracts will be signed in Japan and Israel respectively, between JST and the institution of Japanese Principal Investigator and between MOST and the institution of Israeli Principal Investigator.

3. In principle, the project period is three years. However, JST and MOST reserves the right not to fund a second and third year of research for scientific-professional, administrative, budgetary or policy reasons.

An application for the continuation of research funding for the second and the third year must be submitted by the institution of Israeli Principal Investigator to MOST on the appropriate forms at least two months prior to the end of the first year and the second year of the project together with the annual scientific report

### **4. Payments**

Payments will be made by JST and MOST to the institution of each Principal Investigator, respectively, in keeping with the provisions of the contracts referred to above, according to the regulations and practices in force in each country.

### **5. Reports**

#### **a) Financial Reports**

Financial reports will be submitted to JST or MOST , respectively, by the institutions of each Principal Investigator as specified in the research contract.

#### **b) Scientific Reports**

Within two months (for Israeli team) and one month (for Japanese team) after the conclusion of the project each Principle Investigator will submit a full final report to JST or MOST, respectively, in accordance with the contract or the regulations in force in his/her country and the Principal Investigators will submit a joint summary of the final report both to JST and MOST in English.

Additional interim progress reports may be required, according to the practices and regulations of each country, as specified in the research contracts

In Israel: An interim scientific report must be submitted to MOST two months prior to the end of the first year and the second year of the project, together with the application for continuation of research funding (see Paragraph 3 above).

In Japan: At the end of each fiscal year, the Japanese Principal Investigator shall promptly submit a progress report to JST on the status of research and networking activities.

## **I. SPECIAL PROVISIONS REGARDING THE ISRAELI APPLICANT**

All procedures and activities under this Call or the projects approved hereunder, including the eligibility of institutions via which applications must be filed, are subject to the standard MOST Procedures Regarding International Collaborative Scientific Projects and Scholarships Funded by MOST and to the MOST Standard Contract for Scientific Projects (both documents referred to hereinafter as "the standard terms").

Applicants are required to familiarize themselves with the standard terms before filing an application under this Call; filing an application constitutes a declaration that the applicant has done so and agrees to be bound by the provisions thereof.

In the event of any inconsistency between the terms of this Call and the standard terms, the terms of this Call will prevail

## **J. Information on Intellectual Property Rights for Japanese Researchers**

As for the contract between the Japanese institution and JST, it stipulates that Article 19 of the Industrial Technology Enhancement ACT (Japanese version of the Bayh-Dole Act) and the Article 25 of the ACT on Protection of the Creation, Protection and Exploitation of Content (tentative translation) will be applied to all intellectual property rights generated as a result of this project, and that these can be the properties of the institution with which the Principal Investigator is affiliated.

## **K. INFORMATION**

JAPAN:

For Additional information:

See (Annex) Additional Requirements for Japanese researchers (only in Japanese)

Ms. Yumiko Miyashita, Dr. Daiji Naka  
Department of International Affairs  
Tel: 03-5214-7375  
Fax: 03-5214-7379  
E-mail: sicpis@jst.go.jp

ISRAEL:

On administrative matters:

Mr. Avi Anati

Deputy Director General for Planning & Control

Tel: 02-5411170/173/805

Fax: 02-5823030

E-mail: avi@most.gov.il

Mrs. Yehudith Nathan

International Relations

Tel: 02-5411145

E-mail: Yehudith@most.gov.il

On Scientific matters:

Dr. Ahmi Ben-Yehuda

Director Bio Medical Research

Tel:02-5411128

E-mail;ahmiby@most.gov.il



独立行政法人  
科学技術振興機構（JST）

イスラエル  
科学技術省

日本－イスラエル共同研究  
提案募集  
「高齢化に伴う神経・精神疾患」

#### A. 協力分野

日本－イスラエル研究交流に関する覚書の枠組内において、科学技術振興機構（JST）及びイスラエル科学技術省（MOST）は、両国の研究者による研究活動に対し、共同で資金支援することにしました。これにより、「**高齢化に伴う神経・精神疾患**」分野において日本－イスラエル研究チームによる課題提案の募集を開始します。

本公募において、JST と MOST は、分子レベル、細胞レベル、神経ネットワークの観点から、**神経疾患、精神疾患にアプローチする課題を重視します。**なお、これらの疾患については、**高齢化に伴う疾患に加え、幼少期、青年期、中年期等の年齢層に多く発症する傾向が見られる疾患も公募の対象としています。**

#### B. 協力の様態

協力には以下のような様態を含みます。

- ある課題における、相互依存的なサブ課題が日本とイスラエルの研究室において実施される共同研究活動
- 共通問題に対する補完的な方法論的アプローチ
- 協力研究者による研究施設、研究材料、機材及び／またはサービスの共同使用
- 研究及び事後評価の共同計画

#### C. 支援金額と課題実施

支援金は総額で、日本側は最大 **67,500,000 円**、イスラエル側は最大 **2,700,000 NIS** を、3 年間に渡り支給します。採択された各課題への割り当ては、日本側は 3 年間で **2,250 万円**、イスラエル側は 3 年間で **900,000 NIS** とします。3 課題を採択する予定ですが、最終的な採択支援課題数は予算状況によって決まります。課題は期間 **3 年**としてご提案下さい。契約はそれに従って締結します。

採択課題への支援実施は、両国の予算状況によります。イスラエルにおいては、**2013 年 7 月末までに 2013 年国家予算の承認が見込まれており、それに先立っての支援最終判断は行われません。**

#### D. 応募資格及び申請

1. 両国の研究代表者が提案に携わっていなければなりません。また、すでに研究基盤のある研究がさらに強化され、付加的な価値が創出される研究交流であることが必要です。
2. 両国の研究代表者は、必ずいずれかの学術機関または研究機関（以下「機関」という。）に所属している必要があります。イスラエルにおける学術機関とは、政府・公的研究機関や病院、また、1958 年の高等教育会議法に基づき認可を受けた高等学習機関を意味します。イスラエルにおける公的研究機関とは、最先端の科学的知見の進展を主要活動とし、適切な研究施設・機器を有し、一流科学ジャーナルへの研究論文掲載や、国際シンポジウムでの研究発表を行う研究者を雇用している研究機関を意味します。

企業の研究者については、日本においては研究代表者としても参加可能ですが、イスラエルでは機関の研究代表者が率いるチームのパートナーとしての参加になります。

3. 研究代表者及び所属機関は課題期間を通して、研究の遂行について責務を負うことが求められます。
4. 効果的な共同研究が実施されるために、相手国の研究者や研究機関との間で知的所有権について充分話し合っておくことを、強く推奨します。
5. 日本側研究者は JST へ **2013年9月2日午後3時**（日本時間）までに、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を通じ、添付申請様式“E-H”および“J1-3”にて英語と日本語で応募を行って下さい。e-Rad システムに関する詳細情報については別添1を御参照ください。
6. イスラエル側研究者は申請書を添付様式“E-H”にて英語とヘブライ語で**6部**、郵便にて下記住所 MOST 宛に提出すると共に、以下のメールアドレスへ“pdf”または“doc”の電子ファイル形式でも提出してください。Japan@most.gov.il

## ISRAEL

Avi ANATI  
Deputy Director General for Planning & Control  
Ministry of Science and Technology  
Call for Proposals for Israel – Japan 2013-2015  
P.O. Box 49100  
Jerusalem 91490  
02-5411170/173/805  
Fax: 02-5823030  
E-mail: avi@most.gov.il

今回の公募に関する応募書類は全て、**2013年9月2日（月）必着**になるように提出して下さい。

## E. 支援内容

今回の公募で実施される支援は、応募者の研究交流を促進するためのものです。したがって、支援は主に研究交流に関するものや、研究交流に必要な各国における研究活動に向けられることとなります。

日本側研究者は、以下のような支援を JST より受けます。

- (1) 博士課程在籍者に対する謝金、博士研究員に対する謝金又は給与（3年間を限度とする任期付き研究員等）
- (2) 消耗品
- (3) 小規模な研究用機材
- (4) 旅費
- (5) 共同セミナー及びワークショップ
- (6) 間接経費（直接経費の10%までであり、委託研究費総額を含む）

各研究課題の年度予算は、年によって変動しても構いません。(1)～(6)の総額は2,250万円を超えてはいけません。

イスラエル側研究者は、以下のような支援を MOST より受けます。

- (1) 博士課程在籍者に対する謝金又は給与、博士研究員に対する謝金又は給与、技術員及びラボ従業員に対する給与（2年間を限度とする任期付きポスト）
- (2) 消耗品
- (3) 小規模な研究用機材
- (4) 旅費
- (5) 共同セミナー及びワークショップ

## (6) 間接経費（直接経費の15%までであり、委託研究費総額に含む）

全ての経費は各国の規定に従って支出されなくてはなりません。

## F. 相互訪問

参加研究者には、カウンターパート機関を訪問し一定期間滞在することを奨励します。訪問が研究実施において不可欠な要素である限り、訪問側研究者の海外航空費、訪問国における滞在費は JST が日本人側研究者分を、MOST がイスラエル側研究者分を負担します。旅費や滞在費は訪問する側の予算に含めてください。訪問は原則として、日本もしくはイスラエルへと限りますが、例外的なケースについては、日本側研究代表者は JST へ、イスラエル側研究代表者は MOST へ事前に相談してください。

## G. 提案書の審査

日本（JST）とイスラエル（MOST）は、専門家で構成される委員会を個別に設置し、それぞれのピアレビュー手順に従って提案書の審査と評価、順位付けを行います。さらにその評価に基づいて、両国で協議を行い、採択課題を共同で確定します。必要となる手順や契約については、日本側は JST、イスラエル側は MOST により行われます。

評価は以下の項目に基づき行います。

1. 制度への趣旨および上記研究分野の定義への適合性
2. 研究代表者の適格性（各国1名）－研究代表者は提案課題を推進する上で十分な経験や専門知識を有しており、当該事業での支援期間中3年間に継続して研究交流を円滑に推進できること
3. 課題となる問題の重要性と、その解決に向け提案する手法の将来的な影響（提案ではその問題と解決方法を明確にし、可能な限りの証拠を提供すること）
4. 研究提案の独創性と新規性に重きをおいた科学的メリット
5. 研究提案自体の明確性と質－主題、研究対象の定義、研究の進め方や詳細な計画、人員・タイムスケジュール・経費計画・研究設備の妥当性、等
6. 研究計画、交流計画の実現可能性
7. 期待される研究成果の実用性
8. 現在の研究活動－提案の共同研究が、両国において既に進行中の研究を強化し、さらに付加的な価値を創出する共同研究であること
9. 研究の有効性及び相乗効果  
今後の科学技術に大きなインパクトを与え得ること、または国際的共通課題の解決に貢献すること。または革新的技術シーズの創出に貢献し、新産業の創出への手掛かりが期待できること。特に、相手国研究者・研究機関の知見・技術・ノウハウの獲得そして活用や、相手国の特徴的な資源および地理的メリットを生かした研究など、相手国研究機関との交流により相乗効果が期待される研究が望ましい。
10. （人的）交流の有効性及び継続性－持続的な研究交流・ネットワークの強化のために、以下に例示するような取り組みが提案に含まれていること。
  - － 人的交流を通じた若手研究者の育成
  - － 当該事業を端緒とした相手国との研究交流の持続的な発展
  - － 研究代表者・分担者以外の研究者も含む、相手国と日本のネットワークの拡大
  - － 日本／イスラエルにおけるイスラエル／日本の科学技術のプレゼンスの向上
11. 予算の妥当性

## H. 契約、支払い及び報告書

1. 採択課題の支援開始は **2013年12月頃** を予定しています。研究完了日は支援開始日から3年後の予定です。

## 2. 契約

課題が決定すると、JST と日本側研究代表者の所属機関、MOST とイスラエル側研究代表者の所属機関との間で、個別に委託研究契約が締結されます。イスラエル側の契約には、日本とイスラエルの研究チーム及び所属機関の合意に基づく、知的財産権にかかわる条項も含まれます。

3. 原則として、研究交流が3年間のものとして承認されますが、**JST 及び MOST は、科学専門的、行政的、予算的、または政治的な理由などにより、2年目もしくは3年目の支援を行わない権利を有します。**

2年目以降も研究支援を希望するイスラエル側研究者は、遅くとも2ヶ月前までに、必要申請書類を年次研究成果報告書と併せて **MOST** へ提出してください。3年目も同様の手順となります。

## 4. 支払い

支払いは各国の慣例や規定に従い、上記契約の条項に沿って行われます。

## 5. 報告書

### a) 委託研究費支出状況報告書

委託研究費支出状況報告書は、研究代表者の所属機関が委託研究契約に明記されている各国の要領に従って提出してください。

### b) 研究成果報告書

日本：研究成果報告書は、各年度終了後1ヶ月以内に **JST** に提出してください。

イスラエル：共同研究成果報告書は、契約初年度及び2年目終了の2ヶ月前までに、**MOST** に研究支援の継続申請書と共に提出してください。（上記3参照）

3年間の共同研究についてまとめた研究終了報告書は、共同研究完了後1ヶ月以内に日本語で **JST** へ、2ヶ月以内に英語で **MOST** へ提出してください。また、両国の研究代表者は、研究終了報告書の共同要約を共同研究完了後2ヶ月以内に、**JST** 及び **MOST** に英語で提出してください。なお、委託研究契約に明記される各国の要領と規定に従い、追加の中間進捗報告書を提出していただく場合もあります。

## I. イスラエル側申請者に関する必要条件

本公募および公募で採択される課題に関する諸手続き、活動、機関の参加資格含め、すべて、**MOST** が支援する「国際協力科学プロジェクト・スカラーシップ」の定める標準手続き、および「**MOST** 科学プロジェクト契約」標準規則（これら二つをまとめて「標準規則」という）に従うものとする。

申請者は、公募申請に先立ちこれら標準規則に熟知しておくことが求められ、申請書提出により、規則遵守に同意したことを意味する。

本公募条件と上述の標準規則との間に不一致がある場合は、本公募の条件が優先する。

## J. 日本側研究者向け知的財産権に関する情報

日本側研究機関と **JST** 間の契約においては、本事業により生じた知的財産権は、契約により産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律第25条を適用し、研究代表者の所属する大学等に帰属させることが可能です。

## K. 問い合わせ先

その他お問い合わせは、以下にお願い致します。

日本：

科学技術振興機構 国際科学技術部

宮下由美子、仲大地

電話: 03-5214-7375

Fax: 03-5214-7379

E-mail: sicpis@jst.go.jp

イスラエル:

事務的事項について:

**Mr. Avi Anati**

Deputy Director General for Planning & Control

Tel: 02-5411170/173/805

Fax: 02-5823030

E-mail: avi@most.gov.il

**Mrs. Yehudith Nathan**

International Relations

Tel: 02-5411145

Fax: 02- 5825725

E-mail: Yehudith@most.gov.il

専門的事項について:

**Dr. Ahmi Ben-Yehuda**

Director Bio Medical Research

Tel:02-5411128

E-mail: ahmiby@most.gov.il

**日本側応募者への応募にあたっての注意事項**

本項と併せて本事業ホームページおよび「JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項」もご覧ください。  
JST 戦略的国際科学技術協力推進事業

<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>

JST 競争的研究資金制度の統一的注意事項

<http://www.jst.go.jp/bosyu/notes.html>

**1 研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて**

研究提案書は、提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報」の保護に関する法律」その他の観点から、選考以外の目的に使用しません。提案内容に関する秘密は厳守します。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15HO059.html>

**2 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の採択された研究提案書記載事項等の情報の取り扱いについて**

採択された個々の課題に関する情報(事業名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間)については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成 13 年法律第 140 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、採択後適宜本事業のホームページにおいて公開します。

**3 e-Rad からの内閣府への情報提供等**

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の競争的資金制度等(※1)の業務においても必要な範囲で利用(データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む)する他、文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)(※2)を通じ、内閣府に、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがあります。e-Rad については本別紙の「20 e-Rad を利用した応募方法」をご参照ください。

※1 平成 24 年 5 月現在 競争的資金制度一覧

食品安全委員会	食品健康影響評価技術研究
総務省	戦略的情報通信研究開発推進制度、戦略的国際連携型研究開発推進事業、デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開
情報通信研究機構	新たな通信・放送事業分野開拓のための先進技術型研究開発助成制度
消防庁	消防防災科学技術研究推進制度
文部科学省	科学研究費助成事業(科研費・日本学術振興会)、国家課題対応型研究開発推進事業
科学技術振興機構	戦略的創造研究推進事業、研究成果展開事業、国際科学技術共同研究推進事業
厚生労働省	厚生労働科学研究費補助金
医薬基盤研究所	オーファンドラッグ・オーファンデバイス研究開発振興事業費

農林水産省	新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業
農業・食品産業技術総合研究機構	イノベーション創出基礎的研究推進事業
経済産業省	地域イノベーション創出実証研究補助事業
新エネルギー・産業技術総合開発機構	先導的産業技術創出事業
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	石油・天然ガス開発・利用促進型事業
国土交通省	建設技術研究開発助成制度
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	運輸分野における基礎的研究推進制度
環境省	地球温暖化対策技術開発等事業、環境研究総合推進費

詳しくは <http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/kyoukinn24-2.pdf> を参照してください。なお、この一覧とは別に最先端研究開発支援プログラム(1,000億円)及び最先端・次世代研究開発支援プログラム(500億円)を、平成25年度までの競争的資金事業として実施しています。

※2 「府省共通研究開発システム(e-Rad)」:各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス(応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等)をオンライン化する府省横断的なシステム。

## 4 不合理な重複・過度の集中に対する措置

### 4.1 不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題(競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。)に対して、国又は独立行政法人の複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本事業において審査対象からの除外、採択の決定の取消し、又は研究費の削減(以下、「採択の決定の取消し等」という。)を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ)の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合。
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合。
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合。
- ・ その他これに準じる場合。

なお、本事業への申請段階において、他の競争的資金制度等への申請を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。

### 4.2 過度の集中に対する措置

本事業に提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ(以下、「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本事業において、採択の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要なとする時間の配分割合(%))に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本事業への提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに本事業お問い合わせ先(末尾に記載)に報告してください。この報告に漏れがあった場合、本事業において、採択の決定の取消し等を行う可能性があります。  
 ※ 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

#### 4.3 不合理な重複・過度の集中排除のための、提案内容に関する情報提供

不合理な重複・過度の集中を排除するために、必要な範囲内で、応募(又は採択課題・事業)内容の一部に関する情報を、e-Rad などを通じて、他府省を含む他の競争的資金制度等の担当に情報提供場合があります。また、他の競争的資金制度等においてこれらの確認を行うため求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。

#### 4.4 他府省を含む他の競争的資金等の応募受入状況

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合(応募中のものを含む)には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載していただきます。これらの情報に関して不実記載があった場合は、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

### 5 研究費の不正使用および不正受給への対応

本事業において、研究費を他の用途に使用したり、JST から研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本事業の趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等(共謀した研究者、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの善管注意義務に違反した研究者<sup>\*1</sup>等を含む、(以下同様))に対して、下記の表の通り、本事業への応募及び新たな参加の制限措置、もしくは嚴重注意措置をとります。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究費の不正な使用等を行った研究者等については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます(不正使用等が認定された当該年度についても参加が制限されます)。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者及びそれに共謀した研究者の不正の内容等を、他の競争的資金制度等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

なお、本事業において、この不正使用等を行った研究者等に対しては、不正の程度により、申請及び参加の期間が以下のように制限されます。「申請及び参加」とは、新規課題の提案、公募に応募すること、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

研究費等の使用の内容等	相当と認められる期間
1 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が小さく、且つ行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2 研究費等の不正使用の程度が、社会への影響が大きく、且つ行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
3 1及び2以外で、社会への影響及び行為の悪質性を勘案して判	2～4年



断されるもの	
4 1から3にかかわらず、個人の経済的利益を得るために使用した場合	10年
5 偽りその他不正の手段により研究事業等の対象課題として採択された場合	5年
6 研究費等の不正使用に直接関与していないが、善管注意義務に違反して使用を行ったと判断される場合	1～2年

(注) 平成25年度以降に新たに採択された研究課題(継続課題を含む)について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成24年10月17日)による厳罰化等に伴い、大幅に変更されたことから、平成24年12月28日付で規則改正しました(施行日は平成25年1月1日)。上表の制限期間は、変更後のものです。

特に2の項、4の項及び6の項における資格制限期間は、平成25年度当初予算以降の事業等(前年度から継続して実施する事業を含む。)の不適正な経理処理等について平成25年4月1日以降、適用します。

※1「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指します。

## 6 研究活動の不正行為に対する措置

研究活動の不正行為(捏造、改ざん、盗用等)への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」(平成18年8月8日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会)等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、以下のホームページをご参照ください。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu12/houkoku/06082316.htm)

本事業の研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、不正行為が認定された日以降で、その日の属する年度及び以下に定める翌年度以降1年以上10年以内の間、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。

不正行為への関与による区分		不正行為の程度	相当と認められる期間	
不正行為に関与した者	1 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2 不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うものと認定されたもの)	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		上記以外の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	3 1及び2を除く不正行為に関与した者		2～3年	
不正行為に関与していないものの、不		当該分野の研究の進展への影響		

正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者(監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者)	や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(注)平成 25 年度以降に新たに採択された研究課題について、研究者に対する制限の期間は、「競争的資金の適正な執行に関する指針」(競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)の改正(平成 24 年 10 月 17 日)を機に、他の競争的資金等との適用の共通化を図ることとし、平成 24 年 12 月 28 日付けで規則改正しました(施行日は平成 25 年 1 月 1 日)。上表の制限期間は、改正後のものです。

本事業以外の、国または独立行政法人が運用する競争的資金制度等において、研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、当該競争的資金制度等において応募資格が制限されている期間中、本事業への応募及び新たな参加の資格が制限されます。なおここで言う「競争的資金制度等」には平成 25 年度に新たに公募を開始する制度及び平成 24 年度以前に終了した制度も対象として含まれます。

本事業において、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金等の担当(独立行政法人を含む)に対して情報提供を行います。

## 7 採択された研究代表者および主たる共同研究者の責務

### 7.1 確認文書の提出

提案した研究課題が採択された後、JST が実施する説明会等を通じて、次を掲げる事項を遵守することを確認していただき、あわせてこれらを確認したとする文書を JST に提出していただきます。

- a. 募集要項等の要件を遵守する。
- b. JST の研究費は国民の税金で賄われており、研究上の不正行為や不正使用などを行わないことを約束する。
- c. 参画する研究員等に対して研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)の履修義務について周知することを約束する。

また、上記 c. 項の研究倫理教材の履修がなされない場合には、履修が確認されるまでの期間、研究費の執行を停止することがありますので、ご注意ください。

(注)本項の遵守事項の確認文書提出および研究倫理教材の履修義務化は、平成 25 年度以降に採択される研究課題に適用されます。

### 7.2 研究倫理教材の履修義務

参画する研究員等は、研究上の不正行為(論文の捏造、改ざん及び盗用など)を未然に防止するために JST が指定する研究倫理教材(オンライン教材)を履修することになります。

## 8 関係法令など研究を進める上での注意事項

### 8.1 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該委託研究を含む各種研

究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)(以下「外為法」という。)に基づき輸出規制(※)が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、各府省が定める法令・省令・通達等を遵守してください。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度(リスト規制)と②リスト規制に該当しない貨物(技術)を輸出(提供)しようとする場合で、一定の要件(用途要件・需用者要件又はインフォーム要件)を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度(キャッチオール規制)の2つから成り立っています。

また、研究機材の輸出のみならず、技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者(非居住者)に提供する場合等はその提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がありますので、本邦の法律・制度、相手国の法律・制度及び国際ルールを十分に遵守してください。

【参考】「経済産業省」の『安全保障貿易管理』ホームページ

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

【参考】「経済産業省」の安全保障貿易管理ハンドブック(2012年 第6版)

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

【参考】一般財団法人安全保障貿易情報センター

<http://www.cistec.or.jp/index.html>

【参考】安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

[http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law\\_document/tutatu/t07sonota/t07sonota\\_jishukanri03.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf)

## 8.2 生物遺伝資源等利用に伴う各種規制

相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについては、相手国の法令も遵守してください。研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、関連条約等(生物多様性条約、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書)の批准の有無、コンプライアンス状況等について、必ず応募に先立って十分な確認および対応を行ってください。

生物遺伝資源へのアクセス、及び生物多様性条約の詳細については、以下のホームページをご参照ください。

【参考】「財団法人バイオインダストリー協会」ホームページ

<http://www.mabs.jp/index.html>

【参考】「Convention on Biological Diversity」ホームページ

<http://www.cbd.int/>

## 8.3 生命倫理及び安全の確保

ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理及び安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守してください。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行ってください。

各府省が定める法令等の主なものは以下のリンクから見ることができます。

【参考】文部科学省の「生命倫理・安全に対する取組」ホームページ

<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

【参考】厚生労働省の「厚生労働科学研究に関する指針」ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>

#### 8.4 人権及び利益の保護

研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権及び利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行ってください。

#### 8.5 社会的・倫理的配慮

社会・倫理面等の観点から、研究計画上及び実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められるものについては、選考の段階で不採択となります。また、採択されたものについても、研究開始後に上述の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取消し又は研究の中止、研究費等の全部又は一部の返還、及び事実の公表の措置等を取ることがあります。

#### 8.6 研究者の安全に対する責任

本事業の共同研究期間中に生じた傷害、疾病等の事故について、JSTは一切責任を負いません。

#### 8.7 研究成果の軍事転用の禁止

本事業の共同研究から生ずる研究成果の軍事転用は、一切禁止します。

#### 8.8 関係法令等に違反した場合の措置

研究の実施において、関係法令・指針等に違反した場合には、研究の中止や、研究費の返還を求める場合があります。

### 9 間接経費に係る領収書の保管について

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から5年間適切に保管してください。また、間接経費の配分を受けた各受託機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTに報告することが必要となります。

### 10 繰越しについて

当該年度の研究計画に沿った研究推進を原則としますが、JSTでは単年度会計が研究費の使いにくさを生み、ひいては年度末の予算使い切りによる予算の無駄遣いや不正経理の一因となることを考慮し、研究計画の進捗状況によりやむを得ず生じる繰越しに対応するため、煩雑な承認申請手続きを必要としない簡便な繰越し制度を導入しています。繰越し制度は複数年度契約を締結する大学等を対象とします。

### 11 府省共通経費取扱区分表について

本事業では、競争的資金において共通して使用することになっている府省共通経費取扱区分表に基づき、費目構成を設定しています。経費の取扱については以下の府省共通経費取扱区分表を参照してください。

## 12 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について(基本的取組方針)』(平成 22 年 6 月 19 日)において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1 件あたり年間 3000 万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。詳しくは以下をご参照ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

## 13 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」(以下、「チェックリスト」という。)を提出することが必要です。チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。

このため、以下のホームページにある様式および提出方法に基づいて、契約予定日までに、研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Rad を利用してチェックリストが提出されていることが必要です。具体的なチェックリストの提出方法は以下の文部科学省のホームページをご覧ください。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1301688.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1301688.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。(登録には通常 2 週間程度を要しますので十分ご注意ください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上述のホームページと併せ以下のホームページをご覧ください。)

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

ただし、別途の機会にチェックリストを提出しており、研究開始がチェックリストの有効期限(提出した年度の翌年度末)満了前であれば今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。逆に、チェックリストが一旦提出された場合でも、期限が満了した場合には研究実施が認められませんので、チェックリストの有効期限を確認し、期限満了前に再度提出をするよう、十分ご注意ください。(例:平成 24 年度の 4 月以降に提出したチェックリストは、平成 24 年度及び平成 25 年度においてのみ有効です。)

チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省または JST による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

## 14 既存の研究施設・設備の有効活用による効果的な研究開発の推進について

文部科学省においては、特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律(平成 6 年 6 月 29 日法律第 78 号)、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号)等に基づき、研究施設・設備の共用や異分野融合のための環境整備を促進しています。

本事業への応募にあたり、研究施設・設備の利用・導入を検討している場合には、本事業における委託研究の効果的推進、既存の施設・設備の有効活用、施設・設備導入の重複排除等の観点から、大学・独立行政法人等が保有し広く開放されている施設・設備や産学官協働のための「場」等を積極的に活用することを検討してください。

<参考：主な共用施設・設備等の事例>

○「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律」対象施設

・大型放射光施設「SPring-8」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://user.spring8.or.jp/>

・X線自由電子レーザー施設「SACLA」(毎年5月頃、11月頃に公募)

<http://sacla.xfel.jp/>

・大強度陽子加速器施設「J-PARC」(毎年5月頃、10月頃に公募)

<http://is.j-parc.jp/uo/index.html>

・スーパーコンピュータ「京」(平成25年度は9月頃に公募予定)

<http://www.hpci-office.jp/>

○先端研究基盤共用・プラットフォーム形成事業(対象27施設)

<http://kyoyonavi.mext.go.jp/>

○ナノテクノロジープラットフォーム(対象25機関)

<https://nanonet.go.jp/>

○低炭素社会構築に向けた研究基盤ネットワーク整備事業(3ハブ拠点、15サテライト拠点)

<http://www.nims.go.jp/lcnet/>

○つくばイノベーションアリーナ(TIA-nano)

<http://tia-nano.jp/>

○創薬等ライフサイエンス研究支援基盤事業(4拠点)

<http://p4d-www.genes.nig.ac.jp/index.html>

○ナショナルバイオリソースプロジェクト

<http://www.nbrp.jp/>

## 15 バイオサイエンスデータベースセンターへの協力

ライフサイエンス分野の本事業実施者は、論文発表等で公表された成果に関わる生データの複製物、又は構築した公開用データベースの複製物を、バイオサイエンスデータベースセンター(※)に提供くださるようご協力をお願いします。提供された複製物は、非独占的に複製・改変その他必要な形で利用できるものとします。複製物の提供を受けた機関の求めに応じ、複製物を利用するに当たって必要となる情報の提供にもご協力をお願いすることがあります。

※ バイオサイエンスデータベースセンター (<http://biosciencedbc.jp/>)

様々な研究機関等によって作成されたライフサイエンス分野データベースの統合的な利用を推進するために、平成 23 年 4 月に JST に設置されました。総合科学技術会議統合データベースタスクフォースにおいて、我が国のライフサイエンス分野のデータベース統合化に関わる中核的機能を担うセンターに関する検討がなされ、その検討結果を受けて、平成 18 年度から平成 22 年度にかけて実施された文部科学省「統合データベースプロジェクト」と、平成 13 年度から実施されている JST「バイオインフォマティクス推進センター事業」とを一本化したものです。

バイオサイエンスデータベースセンターでは、関連機関の積極的な参加を働きかけるとともに、戦略の立案、ポータルサイトの構築・運用、データベース統合化基盤技術の研究開発、バイオ関連データベース統合化の推進を4つの柱として、ライフサイエンス分野データベースの統合化に向けて事業を推進します。これによって、我が国におけるライフサイエンス研究の成果が、広く研究者コミュニティに共有かつ活用されることにより、基礎研究や産業応用研究につながる研究開発を含むライフサイエンス研究全体が活性化されることを目指します。

## 16 オープンアクセスについて

JST ではオープンアクセスに関する方針を平成 25 年 4 月に発表しました。本事業で得られた研究成果(論文)について、機関リポジトリなどを通じて公開いただくよう推奨します。詳しくは以下のホームページをご覧ください。

<http://www.jst.go.jp/pr/intro/johokokai.html>

([http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy\\_openaccess.pdf](http://www.jst.go.jp/pr/intro/pdf/policy_openaccess.pdf))

## 17 JST 先端計測分析技術・機器開発プログラムの成果(研究開発ツール)について

先端計測分析技術・機器開発プログラムでは、多くの研究開発ツールが実用化されています。研究開発の推進にあたり、新たに検討する研究開発ツールがありましたらご参照いただけますと幸いです。

詳しくは <http://www.jst.go.jp/sentan/result/seihin.html> をご覧ください。

## 18 若手の博士研究員の多様なキャリアパスの支援について

「文部科学省の公的研究費により雇用される若手博士研究員の多様なキャリアパス支援に関する基本方針」【平成 23 年度 12 月 20 日科学技術・学術審議会人材委員会】([http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu10/toushin/1317945.htm))を踏まえ、本公募に採択され、公的研究費(競争的資金その他のプロジェクト研究資金や、大学向けの公募型教育研究資金)により、若手の博士研究員を雇用する場合には、当該研究員の多様なキャリアパスの確保に向けた支援への積極的な取り組みをお願いいたします。

## 19 リサーチアシスタント(RA)の雇用について

第 4 期科学技術基本計画に「国は、優秀な学生が安心して大学院を目指すことができるよう、フェロウシップ、TA(ティーチングアシスタント)、RA(リサーチアシスタント)など給付型の経済支援の充実を図る。これらの取組によって『博士課程(後期)在籍者の 2 割程度が生活費相当額程度を受給できることを目指す。』という第 3 期基本計画における目標の早期達成に努める。」とあります。

この趣旨を踏まえ、本事業では博士課程(後期)在学者を本事業の共同研究の RA として雇用する場合、経済的負担を懸念させることのないよう、給与水準を生活費相当額程度とすることを推奨しています。

## RA を雇用する際の留意点

- ・ 博士課程(後期)在学者を対象とします。
- ・ 給与単価を年額では 200 万円程度、月額では 17 万円程度とすることを推奨しますので、それを踏まえて研究費に計上してください。ただし、学業そのものや本事業の共同研究以外の研究に関わる活動などに対する人件費充当は目的外(不正)使用と見なされる場合がありますので十分ご留意ください。
- ・ 具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上述の水準以上または以下での支給を制限するものではありません。
- ・ 奨学金や他制度における RA として支給を受けている場合は、当該制度・所属する研究機関にて支障がないことが前提となりますが、重複受給について JST から制限を設けるものではありません。

## 20 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用した応募方法

応募は府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じて行っていただきます。応募の際は、特に以下の点に注意してください。

### (i) e-Rad 使用にあたる事前登録

e-Rad の使用にあたっては、研究機関及び研究者の事前登録が必要となります。

#### ①研究機関の登録

応募にあたっては、応募時まで e-Rad に研究機関が登録されていることが必要となります。

研究機関で1名、e-Rad に関する事務代表者を決めていただき、事務代表者はポータルサイトより研究機関登録様式をダウンロードして、登録申請を行ってください。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。なお、一度登録が完了すれば、他省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、既に他省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

#### ②研究者情報の登録

本制度に応募する際の実施担当者を研究者と称します。研究機関は実施担当者の研究者情報を登録し、ログイン ID、パスワードを取得することが必要となります。

ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照してください。

### (ii) e-Rad への応募情報入力

システムへの応募情報入力にあたっては、付録(「e-Rad による応募情報入力の方法」)をご参照ください。

- ①電子媒体(アップロードする申請書)に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」「BMP」「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者用マニュアルを参照してください。
- ②アップロードできる電子媒体は1ファイルで最大容量は 10MB です。それを超える容量のファイルは国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。
- ③電子媒体の様式は、アップロードを行う前に PDF 変換を行う必要があります。PDF 変換はログイン後のメニューからも行えます。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、お使いのパソコンへインストールしてお使いいただくことも出来ます。外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認してください。利用可能な文字に関しては、研究者用マニュアルを参照してください。
- ④研究機関からの承認が必要な応募課題の情報は、「未処理一覧」画面から確認することができます。



- ⑤提出締切日までにシステムの「応募課題管理」画面の「申請進行ステータス」が「配分機関処理中」となっていない申請は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、国際科学技術部事業実施担当まで連絡してください。
- ⑥応募書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。(応募書類のフォーマットは変更しないでください。)応募書類の差し替えは固くお断りいたします。また、応募書類の返却は致しません。

(iii) e-Rad の操作方法

e-Rad の操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイト(<http://www.e-rad.go.jp/>)から参照またはダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(iv) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先

事業そのものに関する問い合わせは国際科学技術部事業実施担当にて受け付けます。府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ及び e-Rad のポータルサイト(以下、「ポータルサイト」という。)をよく確認の上、問い合わせてください。なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

<p>制度・事業に関する問い合わせおよび応募書類の作成・提出に関する手続き等に関する問い合わせ</p>	<p>JST戦略的国際科学技術協力推進事業 国際科学技術部 事業実施担当 宮下・仲</p>	<p>&lt;お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします(お急ぎの場合を除く)&gt; sicpis@jst.go.jp 03-5214-7375(直通) 03-5214-7379(FAX) 受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00 ※土曜日、日曜日、国民の祝日 および年末年始(12月29日~ 1月3日)を除く</p>
<p>e-Radの操作方法に関する問い合わせ</p>	<p>e-Rad ヘルプデスク</p>	<p>0120-066-877(フリーダイヤル) (受付時間帯) 午前9:00~午後6:00※土曜日、日曜日、祝祭日を除く</p>

- 戦略的国際科学技術協力推進事業のホームページ:  
<http://www.jst.go.jp/inter/index.html>
- e-Rad ポータルサイト: <http://www.e-rad.go.jp/>

(i) e-Rad の利用可能時間帯

(月~日)0:00~24:00(24時間365日稼働)

ただし、上記利用可能時間帯であっても保守・点検を行う場合、運用停止を行うことがあります。運用停止を行う場合は、ポータルサイトにて予めお知らせします。

## 21 応募に際してよくある質問

応募に関し、主な Q&A を以下にまとめています。

<p>応募の際に、所属機関の承諾書が必要ですか。</p>	<p>必要ありません。ただし、採択後には、JST と研究者が研究を実施する研究機関との間で研究契約を締結することになりますので、必要に応じて研究機関への事前説明等を行ってください。</p>
<p>年齢等の応募資格の制限はありますか。</p>	<p>年齢制限はございません。</p>
<p>日本側代表研究者は、日本国籍を有する者である必要がありますか。</p>	<p>日本国内の研究機関に所属する研究者であれば、国籍による応募資格の制限はございません。</p>
<p>JST のさきがけ研究者、CREST の研究代表者または主たる共同研究者として採択されている場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>本公募へ応募することは可能ですが、採択候補となった場合には、研究費の減額や研究計画の調整などを行う場合がございます。</p>
<p>内閣府の最先端・次世代研究開発支援プログラムで研究を実施している場合でも、本公募に応募することができますか。</p>	<p>平成 25 年 4 月に方針が改訂され、可能となりました。</p>
<p>戦略的国際科学技術協力推進事業または国際科学技術共同研究推進事業に既に採択されている場合、今回新たに応募することはできますか。</p>	<p>本公募における支援期間が同一相手国・同一研究領域で既に支援されている課題の支援期間と重なる場合は応募できません。 それ以外の場合応募することは可能ですが、採択候補となった場合には研究費の減額や研究計画の調整を行う場合がございます。</p>
<p>採択された場合、研究機関と委託研究契約を結ぶとありますが、それは研究代表者の研究機関だけではなく、研究分担者の所属機関とも委託研究契約を締結して予算が配分されますか。</p>	<p>JST は、研究代表者の所属機関との間でのみ、委託研究契約を締結します。したがって、すべての委託研究費は研究代表者の所属機関に支払われることとなります。 また、研究代表者の研究機関から、研究分担者の研究機関へ研究費を譲渡することは、「再委託」として原則認めておりません。 ご留意の上、ご応募ください。</p>

## 22 JST の男女共同参画への取り組みについて

JST では、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、第 3 期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。第 4 期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で 25%という第 3 期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、更に 30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JST では、事業を推進する際の活動理念の 1 つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。男女ともに参画し活躍する研究構想のご提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長  
中村 道治

### 女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう

日本における研究者に占める女性の割合は、現在 14.0% (平成 23 年度末現在。平成 24 年科学技術研究調査報告(総務省)より)といわれています。上昇傾向にはあるものの、まだまだ国際的にはとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

これらの課題に対しては、国としても様々な取り組みが行われていますし、同時に、女性自身、そして社会全体の意識改革も必要でしょう。「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、少しずつでもよいからステップアップしていけるよう、チャレンジを継続して欲しいと思います。

JST では、研究者の皆さんから研究提案を募ることで事業を推進しています。そこで、女性研究者の皆さんにも、まず研究提案を応募することから飛躍への第一歩をつかんでもらいたいと思います。JST では、研究提案数が増えれば、採択数の増加が促され、それが女性研究者全体の研究機会の拡大にもつながっていくものと考えています(※)。

この機会に JST の事業に参加することで自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロールモデルとなっていっていただければ、と願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監  
小館 香椎子(日本女子大学名誉教授)

JST では、研究とライフイベント(出産・育児・介護)との両立支援策を実施しています。また、理系女性のロールモデルを公開しています。

詳しくは JST 男女共同参画ホームページ( <http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html> )をご覧ください。

## 応募手順

### ■ 応募前の注意事項

応募の前に、必ず所属研究機関および研究者が府省共通研究開発管理システム（e-Rad）に登録済みであることを確認してください。

本公募への応募は e-Rad を通じて行います。

e-Rad を使用するには、所属する研究機関及び研究者の事前登録が必要です。

未登録の場合は、e-Rad ポータルサイトに掲載されている研究事務代表者及び事務分担者用マニュアルを参照し、速やかに登録し、ログイン ID、パスワードを取得してください。

### ■ 本公募の締切

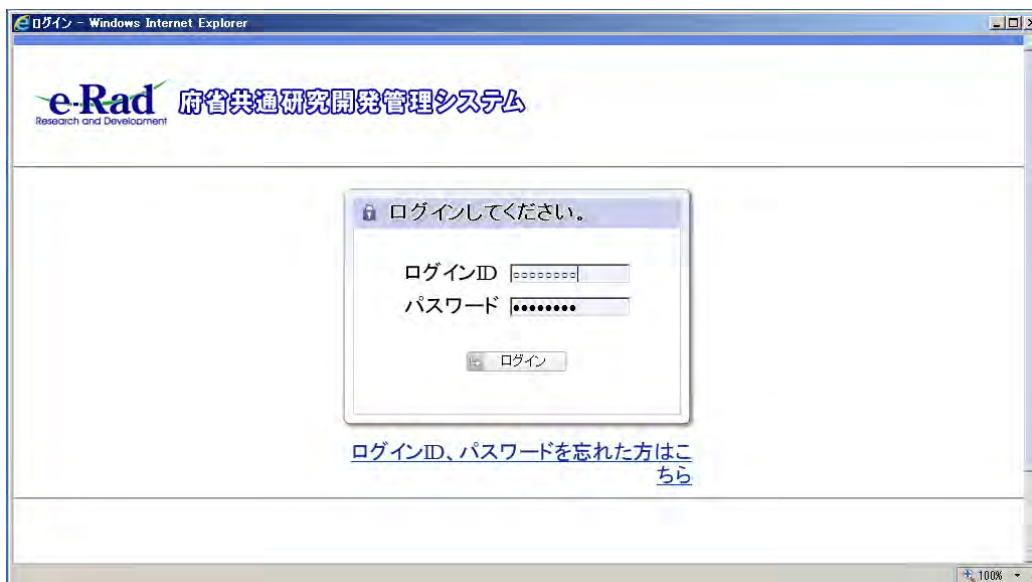
**2013 年 9 月 2 日 15:00 厳守**

### ■ 申請書様式のダウンロードと応募方法

1. e-Rad にログインする .....	2
2. 応募する公募名を探す .....	3
3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする .....	4
4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する.....	5
5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード .....	6
6. 応募状況を確認する .....	17

## 1. e-Rad にログインする

e-Rad ポータルサイト (<http://www.e-rad.go.jp/>) にアクセスします。  
ログイン ID、パスワードを入力し、e-Rad へログインしてください。



## 2. 応募する公募名を探す

研究者向けトップ・メニュー画面の「公開中の公募一覧」をクリックします。



※ 見つからない場合は、検索画面で「戦略的国際科学技術協力推進」を入力して検索できます。

### 3. 公募要領・申請書様式をダウンロードする

応募する公募名の「詳細」のボタンをクリックします。



「公募詳細」画面で、公募情報の詳細内容を確認し、公募要領と申請書様式をダウンロードしてください。



#### 4. 申請書（アップロードする電子媒体）を作成する

本公募への応募にあたっては、e-Rad への直接入力に加え、PDF 形式に変換した申請書ファイルの e-Rad へのアップロードが必要です。

ダウンロードした公募要領、申請書様式に従って、申請書を作成します。

e-Rad にアップロードできる申請書は、

**10MB までの PDF 形式 1 ファイルのみ**  
(パスワードは設定しないでください)

です。

また、やむを得ずファイルが 10MB を超えてしまう場合は、国際科学技術部事業実施担当へ問い合わせてください。

申請書の PDF 形式への変換は、e-Rad の PDF 変換画面でも行うことができます (Word、一太郎形式のみ)。操作方法は、[18 ページ「e-Rad による PDF 変換の操作方法」](#)を参照してください。



## 5. 応募情報の入力と応募書類のアップロード

「公開中公募一覧」画面で応募したい公募名の「応募情報入力」をクリックします。

この画面では、現在公開中の公募情報を閲覧することができます。

- ・「応募単位」が「研究者」となっている公募は、研究者から申請を行います。「研究機関」となっている公募は研究機関の事務担当者から申請を行います（研究者が直接応募することはできません）。
- ・「機関承認の有無」が「有」の場合、提出を行うためには研究機関の事務担当者による承認が必要です。
- ・「無」の場合は研究機関の事務担当者は経由せず、配分機関へ直接提出が行われます。
- ・「機関内締切日時」は、あなたの所属する研究機関が設定している締切日です。設定された日時までに提出を行ってください（設定されていない場合には空欄となっています）。

【検索条件】

公募年度	配分機関	公募名	応募単位	機関承認の有無	公募内容	公募対象	応募総額上限値(千円)	締切日時	機関内締切日時	研究機関独自情報照会	詳細	応募情報入力
2013	独立行政法人科学技術振興機構	平成○○年度 日本-○○○研究交流「○○○○○○○○○○」 NEW	研究者	無	研究助成共同研究委託研究	研究者・研究チーム 大学等	15,000	2013/08/08 17時00分	-			応募情報入力

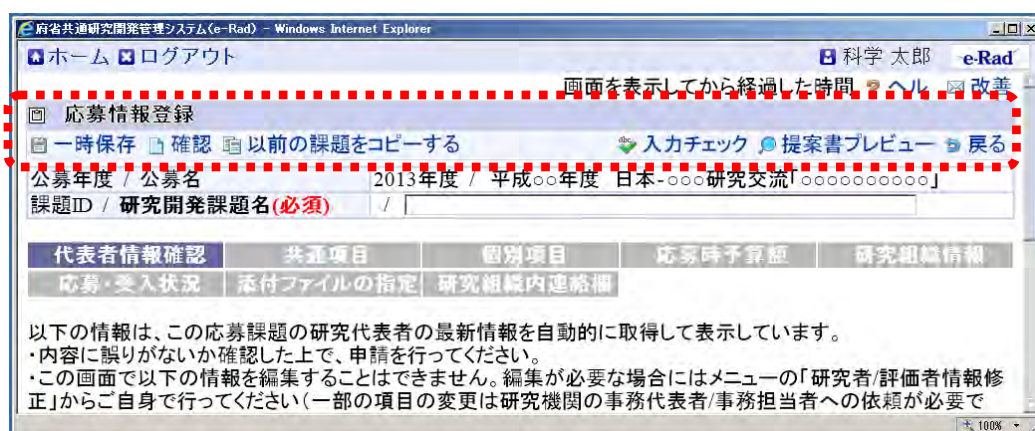
「応募条件」画面に表示された注意事項を確認し、「承諾」をクリックします。

応募にあたっての注意事項として、以下の内容が配分機関から提示されています。十分に記載内容を確認いただき、了承した上で「承諾」ボタンをクリックしてください。

- ・公募によっては「承諾」ボタンが表示されない場合があります。公募情報には「応募単位」という区分があり、「研究者単位応募」と「研究機関単位応募」の2つのパターンがあります。
- このうち、研究者が直接応募を行うことができるのは「研究者単位応募」の方です。
- もう一つの「研究機関単位応募」については研究機関の事務担当者が主として応募を行う公募であり、研究者自身から応募を行うことはできないために「承諾」ボタンが表示されません。
- 対象の公募への応募を希望する場合には、研究機関の事務担当者もしくは事務担当者へお問い合わせください。

注意事項(共通)

## 《ポイント：応募情報登録操作ボタンの説明》



応募情報の入力では、画面上部の操作ボタンが使用できます。  
ボタン機能を以下に示します。

操作ボタン機能	
一時保存	作成途中に入力内容の保存を行います。 e-Rad は、ログイン後、一定時間（30 分）が経過すると接続が切断されます。適宜、一時保存してください。
確認	入力内容の確認を行います。 全ての項目の入力が完了したら、応募情報を確認してください。
以前の課題をコピーする	過去に作成した応募/採択課題の情報をコピーします。
入力チェック	入力内容のチェックを行うことができます。
提案書プレビュー	現在の入力内容で応募内容提案書 PDF を生成し、入力内容がどのように PDF で表示されるのかを確認できます。
戻る	「応募条件」画面に戻ります。

①研究開発課題名を入力します

「研究開発課題名」を**日本語**で入力します。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Research Development Topic Name' field is highlighted with a red dashed box. The form includes fields for 'Applicant Information Confirmation', 'Project Name', 'Project Category', 'Applicant Organization', and 'Applicant Information'. The 'Applicant Information' section is pre-filled with the following details:

研究者番号	20000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎
	フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

②登録されている研究者情報を確認します

「代表者情報確認」に表示された研究者情報が応募者自身であることを確認してください。

The screenshot shows the 'e-Rad' application interface. The 'Applicant Information Confirmation' section is highlighted with a red dashed box. This section displays the following information:

研究者番号	20000044
研究機関名(必須)	独立行政法人科学技術振興機構
部局	○○○○部
職階	その他
職名	その他
研究者氏名	漢字 科学 太郎
	フリガナ カガク タロウ
性別	男
生年月日	2013年4月1日
メールアドレス	○○○○○@jst.go.jp

※ e-Rad からメールが自動配信されるよう設定されている場合、申請書類の受付状況が変更された時等に本画面のメールアドレス宛にメールが送信されます。メールアドレスを変更する必要がある場合は、所属研究機関の事務担当者に連絡してください。研究機関に所属していない方は、「e-Rad ヘルプデスク」に連絡してください。

③ 「共通項目」を入力します

「共通項目」ボタンをクリックします。

共通共通研究開発管理システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎 e-Rad 画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 201x年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxxxx」

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	<b>共通項目</b>	個別項目	応募時手厚額	研究業績情報
応募・受入状況		研究機関内連絡欄		

以下の情報は、この応募課題の研究代表者の最新情報を自動的に取得して表示しています。  
 ・内容に幅がないか確認した上で、申請を行ってください。  
 ・この画面で以下の情報を編集することはできません。編集が必要な場合にはメニューの「研究者/評価者情報修正」からご自身で行ってください(一部の項目の変更は研究機関の事務代表者/事務担当者への依頼が必要です)。

研究者番号 20000044  
 研究機関名(必須) [独立行政法人科学技術振興機構] 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関から申請を行うかを選択する必要があります。  
 部局 ○○○部  
 職階 その他  
 職名 その他  
 研究者氏名 漢字 科学 太郎  
 フリガナ カガク タロウ  
 性別 男  
 生年月日 2013年4月1日  
 メールアドレス ○○○○○@jst.go.jp

「共通項目」画面を表示し、必須事項を入力します。

共通共通研究開発管理システム(e-Rad) - Windows Internet Explorer

ホーム ログアウト 科学 太郎 e-Rad 画面を表示してから経過した時間 ヘルプ 改善

応募情報登録 一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成xx年度 日本-xxx研究交流「xxxxxxxxxxxx」

課題ID / 研究開発課題名(必須) /

代表者情報確認	<b>共通項目</b>	個別項目	応募時手厚額	研究業績情報
応募・受入状況		研究機関内連絡欄		

研究期間(必須) (開始) 年度 から (終了) 年度

研究分野(主)  
 細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。  
 キーワード(必須) [検索] [クリア]  
 キーワード2 [検索] [クリア]  
 キーワード3 [検索] [クリア]  
 キーワード4 [検索] [クリア]  
 キーワード5 [検索] [クリア]  
 その他キーワード1 [検索] [クリア]  
 その他キーワード2 [検索] [クリア]

研究分野(副)  
 細目名(必須) ※「細目名」を変更した場合、登録していた「キーワード」はすべてクリアされます。  
 キーワード(必須) [検索] [クリア]  
 キーワード2 [検索] [クリア]  
 キーワード3 [検索] [クリア]  
 キーワード4 [検索] [クリア]  
 キーワード5 [検索] [クリア]  
 その他キーワード1 [検索] [クリア]  
 その他キーワード2 [検索] [クリア]

研究目的(必須) ※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。  
 [検索] [クリア] ※1000文字

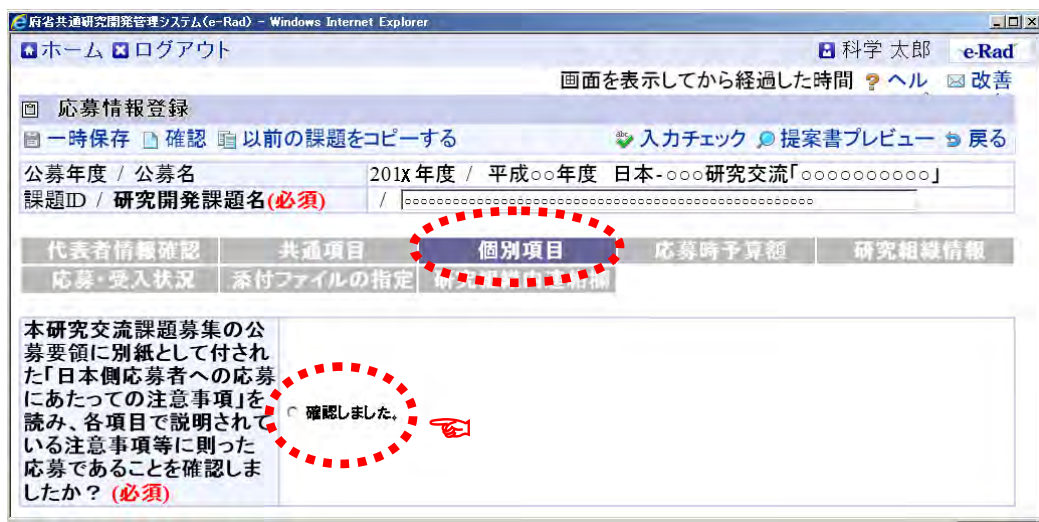
研究概要(必須) ※1000文字以内(改行、スペース含む)で入力してください。なお、改行は1文字分でカウントされます。  
 [検索] [クリア] ※1000文字

## 《ポイント：「共通項目」 必須項目入力時の注意点》

- ◆ 研究期間  
公募要領に従って、研究期間を**西暦**で入力します。  
(例：2013年度から2016年度(研究終了年度))
- ◆ 研究分野(主)  
ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。
- ◆ 研究分野(副)  
ご自身の研究分野に合う、「細目名」「キーワード」を選択します。
- ◆ 研究目的  
例：研究目的を**日本語 150 字程度**で入力してください。
- ◆ 研究概要  
例：研究目的を含めた概要を**日本語 800 字程度**で入力してください。

### ④ 「個別項目」を入力します

「個別項目」ボタンをクリックして、入力欄を表示させます。  
別紙「日本側応募者への応募にあたっての注意事項」を読み、各項目で説明されている注意事項等に則った応募であることを確認します。  
確認が済んだら、「確認しました」を選択します。



### ⑤ 「応募時予算額」を入力します

「応募時予算額」ボタンをクリックし、「応募時予算額」の入力欄を表示させます。  
**日本側チーム全体の総額研究費(直接経費、間接経費)を年度ごとに千円単位で**

入力します。千円以下は切り捨てます。

直接経費と間接経費の総額が3年間で2,250万円以下かつ間接経費は各年度で直接経費の10%以下となるよう入力してください。

科学 太郎 e-Rad  
画面を表示してから経過した時間 ヘル 改善

応募情報登録  
一時保存 確認 以前の課題をコピーする 入力チェック 提案書プレビュー 戻る

公募年度 / 公募名 2013年度 / 平成00年度 日本-000研究交流[000000000]

課題ID / 研究開発課題名(必須) / [00000000000000000000000000000000]

代表者情報確認	共通項目	個別項目	応募時予算額	研究組織情報
応募-受入状況	添付ファイルの指定	研究組織内連絡欄		

このタブでは、この応募課題の年度ごとの予算額の登録を行います。  
(単位:千円)

	上限	
直接経費	上限	000000
	下限	1
間接経費	上限	0(直接経費の10%)
	下限	-

※ 間接経費は、直接経費の一定パーセントを上限として登録できます。  
※ 上限額を設定しない公募の場合には便宜上「999,999,999」、下限額を設定しない公募の場合には便宜上「1」と表示されます。対象の公募の公募要領等を参考に入力を行ってください。

		2014年度	2015年度	2016年度	合計
直接経費	物品費 (必須)				0
	人件費・謝金 (必須)				0
	旅費 (必須)				0
	会議費 (必須)				0
	その他 (必須)				0
	小計	0	0	0	0
間接経費	直接経費×10... (必須)				0
合計		0	0	0	0

## ⑥研究組織情報を入力します

「研究組織情報」ボタンをクリックして、研究組織情報の入力欄を表示します。  
本応募に関する**研究代表者の情報のみ**を入力します。

このタブでは、この応募課題の研究組織のメンバ(研究分担者 研究分担機関)ごとの応募時予算額の登録と編集・閲覧権限の管理を行います。  
このタブで入力する研究組織のメンバごとの金額情報は、研究期間の1年目に各メンバが使用する金額です。したがって、このタブでの入力額の合計と「応募時予算額」タブでの初年度金額は一致している必要があります。

研究組織メンバへの公開  公開しない  公開する

(単位:千円)

応募時予算額	初年度予算額 ※1	このタブでの入力額	差額(未入力額) ※2
直接経費	0	0	0
間接経費	0	0	0

※1「初年度予算額」は、「応募時予算額」タブの1年目に入力されている金額情報です。  
※2「差額(未入力額)」とは、以下の計算式から算出されます。提出時には「0」となっている必要があります。  
[差額(未入力額)]=[初年度予算額]-[このタブでの入力額]

最新情報への検索更新	研究者番号	氏名(漢字)	氏名(カナ)	機関 ※3 (必須)	部局	職階 役職	専門分野 (必須)	学位	役割分担 (必須)	直接経費(千円) ※4 (必須)	間接経費(千円) ※4 (必須)	エフォート (%) (必須)	閲覧・編集権限
<input type="button" value="更新"/>	20000044	科学太郎	カガク タロウ	独立行政法人科学技術振興機構	テスト部	博士	研究代表者						

※3 複数の研究機関へ所属している場合、どの機関の研究者として登録を行うのかを選択する必要があります。  
※4 各金額欄には研究組織の各メンバが研究期間1年目に使用する金額を入力します。合計額は「応募時予算額」タブの研究期間初年度金額と同じである必要があります。(合計額は画面上部の「このタブでの入力額」に表示)

## 《ポイント：「共通項目」必須項目入力時の注意点》

### ◆ 直接経費／間接経費

**初年度の予算額**を直接経費、間接経費に分けて**千円単位**で入力します。

千円以下は切り捨てます。

「, (コンマ)」は自動的に挿入されます。

「正しい値を入力してください。」というエラーがでた場合は、「, (コンマ)」が含まれていないか確認してください。

### ◆ 専門分野

研究代表者の専門分野を**最大 50 字**で入力します。(全半角混在可能)

### ◆ 役割分担

「**研究代表者**」と入力します。

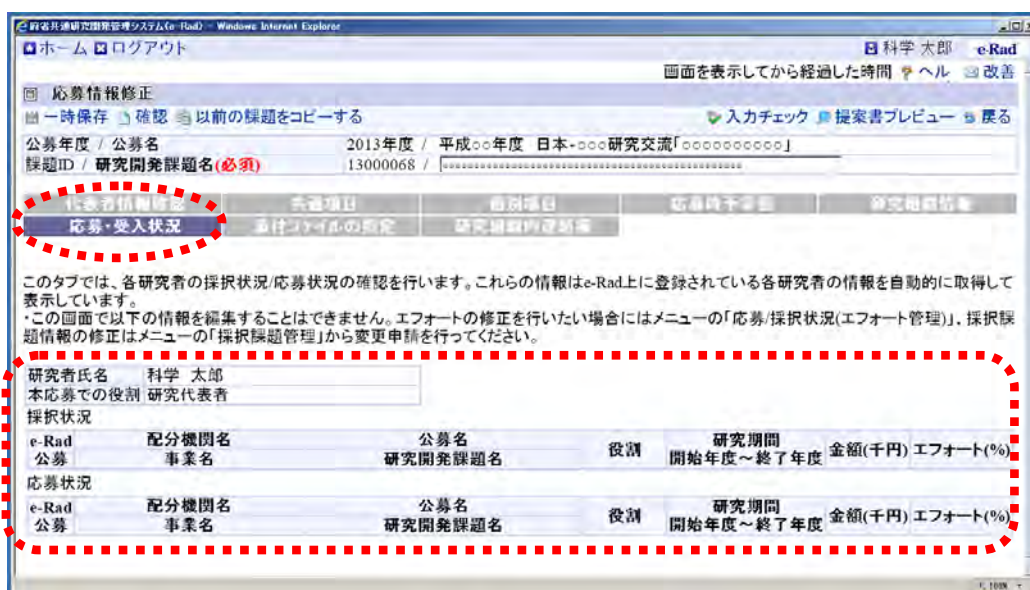
◆ エフォート率

対象の研究者がこの研究を実施するにあたって必要となる「エフォート」を入力します。

エフォートとは、研究者の年間の全仕事時間（研究活動のみならず、教育・医療活動等を含む）を 100%とした場合に、この研究の実施に必要なとなる配分率(%)を指します。

⑦応募・受入状況を確認します

「応募・受入状況」ボタンをクリックし、「応募・受入状況」画面を表示します。e-Rad 上に登録されている研究者の採択状況/応募状況が自動的に表示されます。表示内容が正しいか確認します。



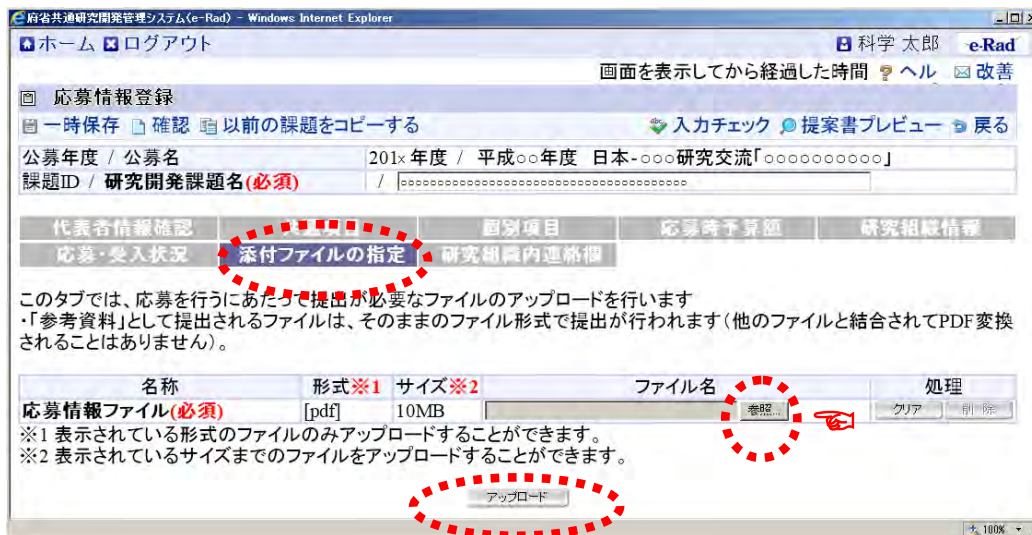
※ エフォート率を修正する場合は、トップ・メニュー画面の「応募/採択状況（エフォート管理）」から変更申請を行ってください。

※ 採択課題情報を修正する場合は、「採択課題管理」から、変更申請を行ってください。



⑧応募情報ファイル（申請書）をアップロードします

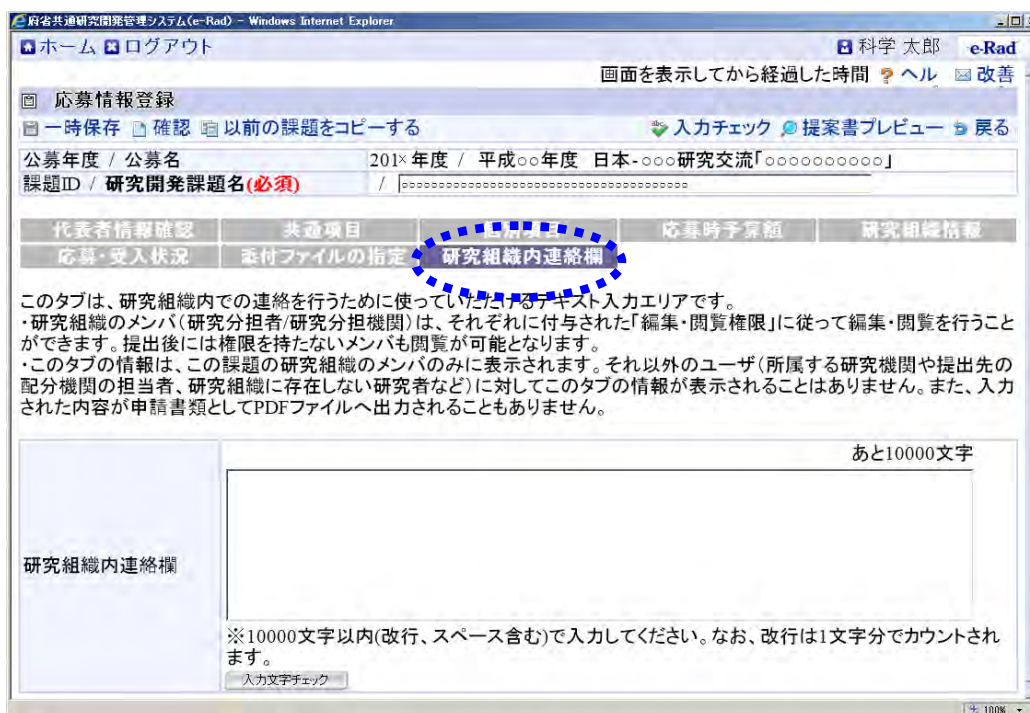
「添付ファイルの指定」ボタンをクリックし、アップロード画面を表示します。  
作成した申請書（PDF形式1ファイル、最大10MBまで）を「参照」ボタンで指定し、「アップロード」ボタンをクリックします。



アップロードがうまくいかない場合は、ファイル形式（PDF形式）、サイズ（10MB以下）を確認してください。

なお、本公募での参考資料の提出は不要です。

《ポイント：「研究組織内連絡欄」は入力不要》





応募情報登録画面の「確認」ボタンをクリックします。

名称	形式※1	サイズ※2	ファイル名	処理
応募情報ファイル (必須)	[pdf]	10MB		参照 クリア 前へ

「応募情報登録確認」画面が表示されます。

不備がなければ、「実行」をクリックして応募書類を JST へ提出します。

【各項目へのリンク】	
<a href="#">代表者情報</a>	<a href="#">共通項目</a>
<a href="#">個別項目</a>	<a href="#">応募時予算額</a>
<a href="#">研究組織情報</a>	<a href="#">応募・受入状況</a>
<a href="#">研究組織内連絡欄</a>	<a href="#">添付ファイルの指定</a>

【代表者情報】		<a href="#">ページトップに戻る</a>
研究者番号	00000000	
研究機関名	独立行政法人科学技術振興機構	
部局	000 部	
職階	その他	
職名	その他	
研究者氏名	漢字 科学 太郎 フリガナ カガク タロウ	
性別	男	
生年月日	2013年4月1日	

### ※提出前にご注意ください

JST へ提出した時点で応募書類の修正はできなくなります。

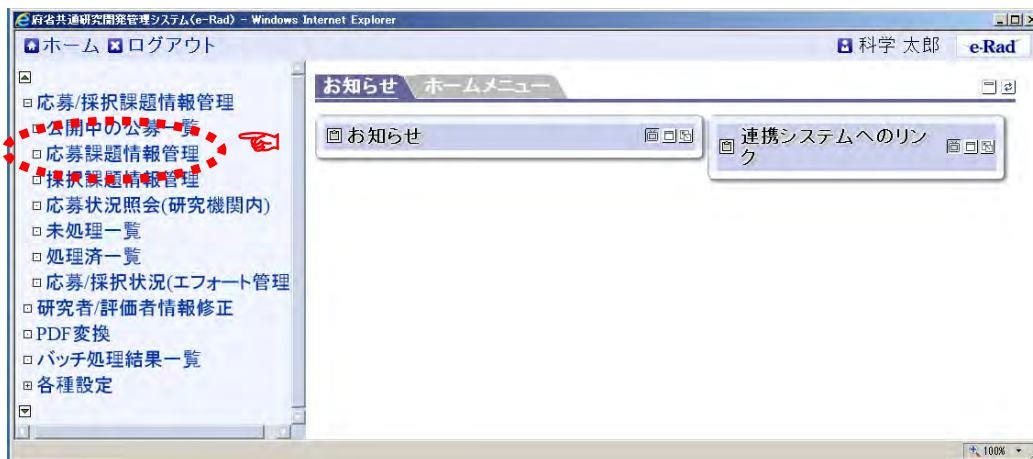
また、相手国側研究者から相手側対応機関に申請がない場合、日本側の申請は無効となります。

十分にご留意ください。

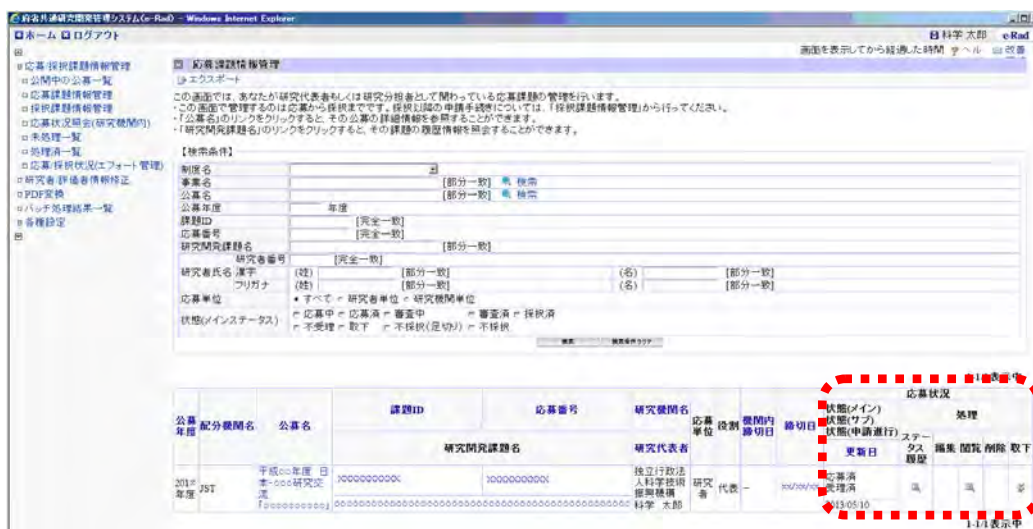
**提出期限：2013年9月2日 15:00 厳守**

## 6. 応募状況を確認する

研究者向けトップ・メニュー画面の「応募課題情報管理」をクリックします。



「応募課題情報」画面を表示します。



提出締切日時までに受付状況が「配分機関処理中」となっていない応募書類は無効となります。正しく操作しているにもかかわらず、提出締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、e-Rad ヘルプデスクまで速やかに連絡してください。

公募期間終了後、応募書類に不備がないこと、応募要件を満たしていること、相手国でも応募がなされていることを確認したうえで、応募が正式に受理されます。正式に受理されると、応募情報のステータスが、「受理済」に変わります。

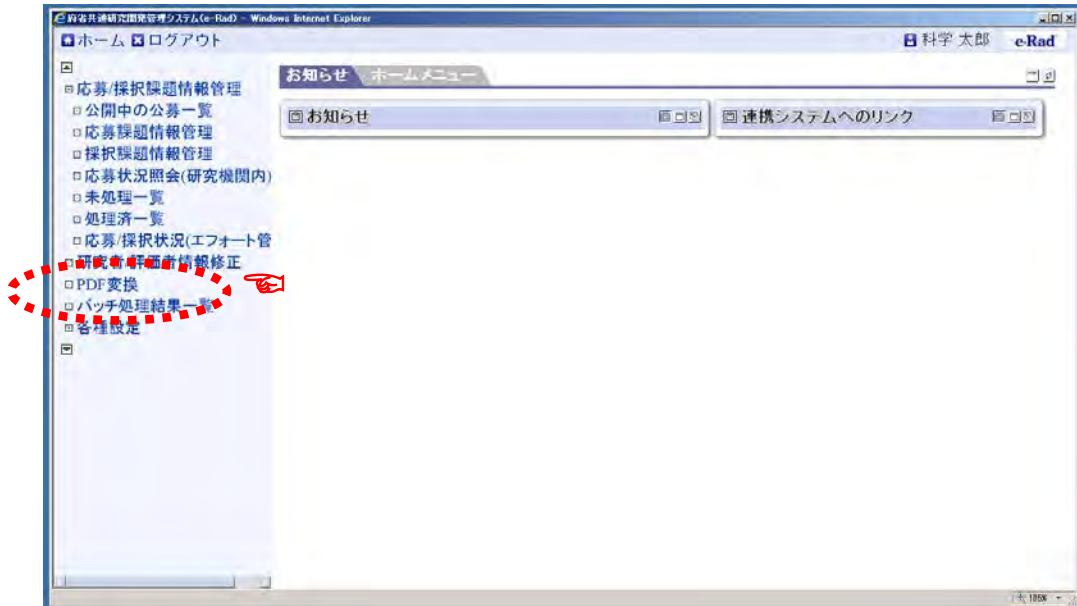
以上で、応募完了です。

\*\*\*補足\*\*\*

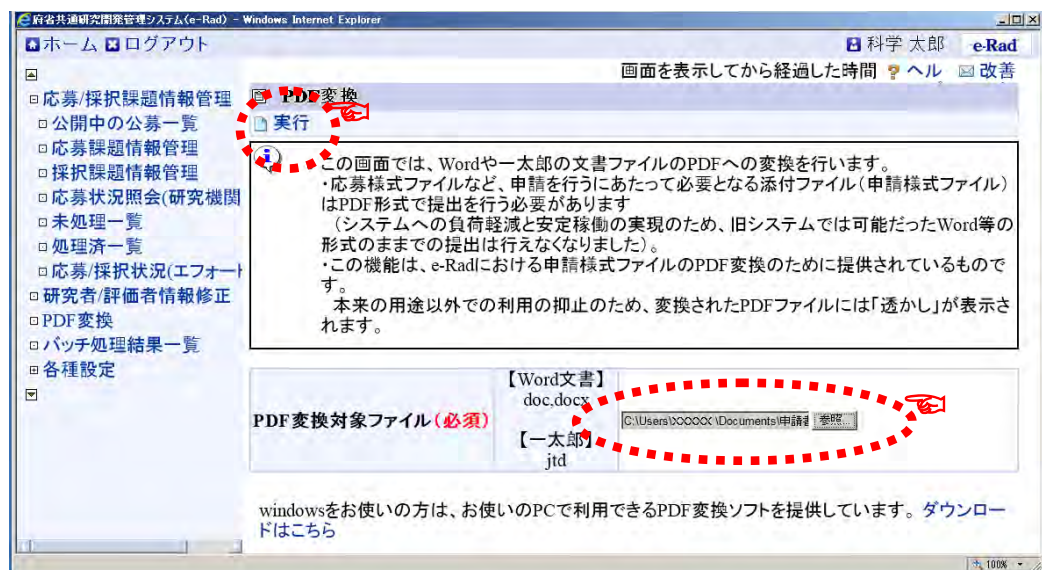
申請書(アップロードする電子媒体)のPDF形式への変換は、e-RadのPDF変換画面でも行うことができます(Word、一太郎形式のみ)。

【e-RadによるPDF変換の操作方法】

e-Radトップ画面から、「PDF変換」を選択します。

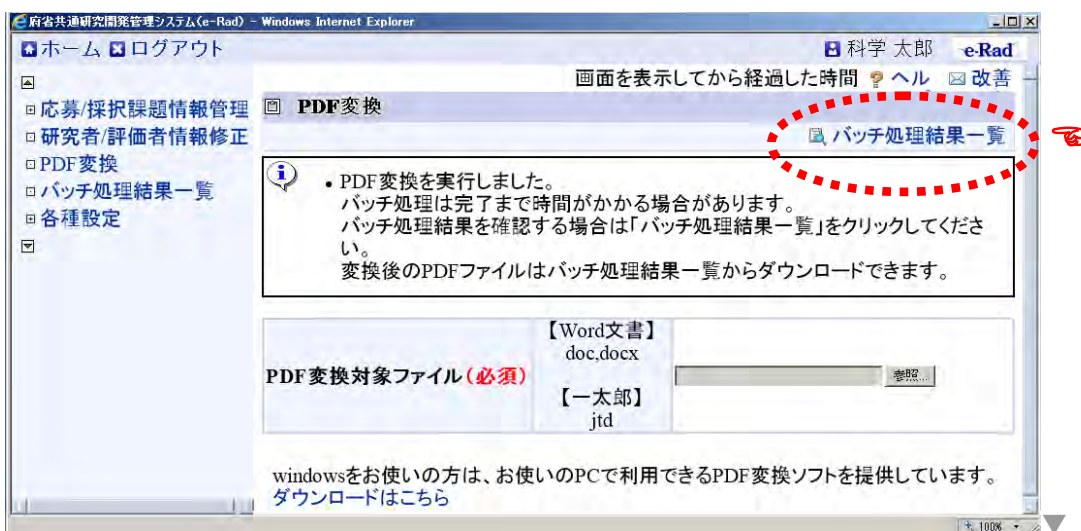


「PDF変換対象ファイル」ボックスで、変換したいファイルを指定し、「実行」ボタンをクリックします。

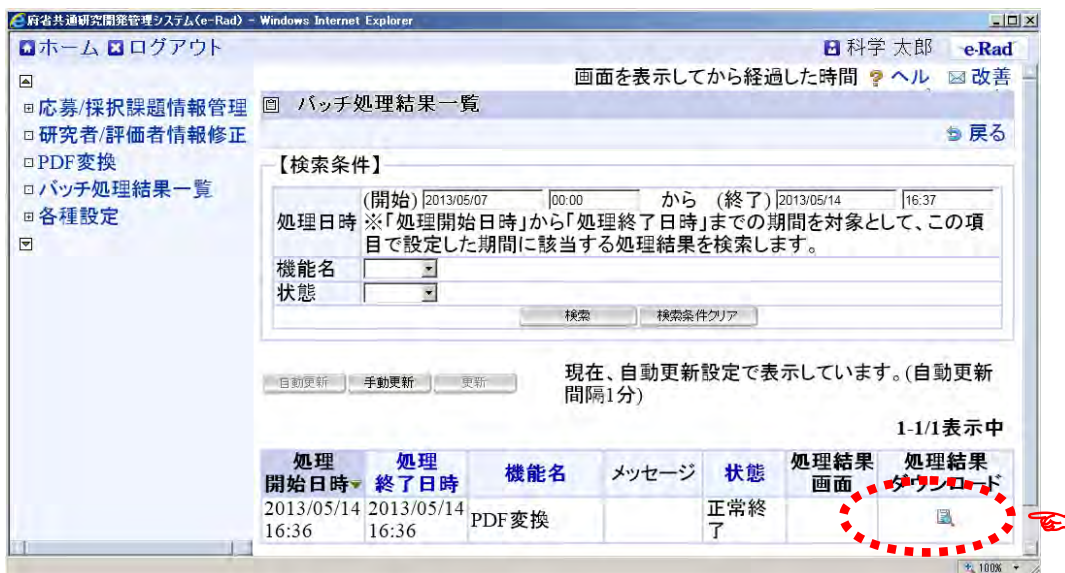


※ 申請書の元ファイル (Word、一太郎) に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「PNG」形式のみとしてください。それ以外の画像データを貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。

PDF 変換が完了しました。変換された PDF ファイルは、「バッチ処理結果一覧」画面から、確認できます。



バッチ処理結果一覧の「処理結果ダウンロード」ボタンをクリックし、変換された PDF の確認をします。



間違いがなければ、ダウンロードした PDF ファイルを、保存して完了です。